

平成 31 年度沼津の未来を担う人材育成プロジェクト事業業務委託 公募仕様書

本仕様書は、「平成 31 年度沼津の未来を担う人材育成プロジェクト事業」の業務委託について適用する。

1 事業の目的

本事業は、高校生や専門学校の多い沼津の特性を活かし、「まちぐるみの人材育成」の推進を進めていくため、学生のうちから起業やまちづくりに関係する知識・手法（マーケティング等）を学ぶ機会を提供することにより、学生が社会のしくみを考える機会を作り、起業意欲の掘り起こしを図るとともに、地元企業を知り就職（Uターン就職）につなげることを目的とする。

そのため、本事業はセミナーを受講してスキルアップするという一面的な接触ではなく、企業、学校、行政、学生と多面的なつながりができるものとしていくことで、学生が地域のいろいろな立場の人と関わり、主体的に考え行動する力を身につけられる内容とする。

2 業務委託期間

契約締結日 から 2020 年 3 月 31 日 まで

3 委託業務の内容

(1) 事業内容の企画

沼津市内在住もしくは市内の高校に通学する高校生や専門学校生等(以下「学生」という。)を対象に、卒業後に起業や地元就職を考えるきっかけを生むことができるセミナー・ワークショップ・成果発表会・交流会等を企画する。

① 学生の確保

ア 学生の確保にあたっては、市内の高等学校・専門学校に対して、本事業の趣旨を説明し学生の参加に対して事前に理解を得ておくこと。

イ 20～30 名程度の学生を確保すること。

ウ 学生の参加料は無料とすること。

エ ファシリテーターを配置して参加者同士の交流を促進すること。

オ セミナー・ワークショップ等の開催にあたっては、学生が出席しやすい日時に配慮すること。

② オリエンテーション（1 回）、セミナー・ワークショップ（3 回）、成果発表会（1 回）交流会（1 回）の内容

ア 起業に向けた心構えや必要な知識、社会の仕組み等を学習する講座とすること。

イ 地元の起業家・企業・学校等と学生が交流しながら、地元企業の魅力を知り、沼津市内での起業や地元就職について考えることができる内容とすること。

ウ 学んだ成果を発表する場や関係者全員が交流できる場を設けること。

③ フォロワーサービス

ア 履修漏れや復習に対応可能な支援を行うこと。

イ 学生と年齢の近いスタッフを起用するなど、参加者の意欲を引き立てる工夫をすること。

ウ 事前事後にアンケート調査を実施し、意向調査・進路調査を行うこと。

(2) 事業の運営

① 事業の運営

受託者は、講座・交流会の運営（受付業務・司会等も含む。）を行う。

また、各事業の参加申込みの集客・受付業務については、原則受託事業者が行うものとする。

ア 講座講師の手配、謝礼支払を行うこと。

イ 講座のテキストは、受講生分及び商工振興課分を作成し、印刷すること。

ウ 交流会開催に係る飲食費については、本契約に含まないものとする。

軽食等を提供する場合は、その費用に限り、参加者から実費を徴収することも可能とする。

② 広報活動、PR活動

ア 告知用チラシ、ポスターを作成すること。

イ 市内の高校へのチラシ配布・SNS・特設サイトで宣伝・集客を行うこと。

ウ 参加企業への説明会や広報をし、企業や起業家への認知度アップを図ること。

4 実施体制・報告業務

(1) 受託者は、本事業が円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。

(2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、起業に関する知識の習得など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。

(3) 受託者は、本事業を遂行するに必要な資材等を予算の範囲内で調達する。

(4) 受託者は、本事業に係る業務の実績報告として、委託契約期間終了後すみやかに本業務完了報告書を提出すること。

(報告書の内容) セミナー・ワークショップ・交流会等の各内容をまとめた報告書、
写真、参加者名簿、打合わせ記録、その他関係資料

(5) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。

(6) 受託者は、学生の個人情報等、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

5 業務実施上の注意点

(1) 業務の再委託

専門的な知識や技術を要する業務（講座講師、コーディネーター）などの第三者への委託は可能とするが、管理運営に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。

(2) 業務遂行上のトラブル

業務の遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

6 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは委託者と受託者の協議により、これに従わなければならない。

7 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、全て委託者と受託者の協議の上、これを解決するものとする。